

## ご協力ください！ 有害鳥獣からの農作物被害防止対策

## 消費生活コラム

## 今月は「利殖商法」

町内で、有害鳥獣による農作物被害が発生しています。被害防止のためには、次の「体」「食」「住」の3点が重要です。農作物の被害防止に、皆さんのご協力をお願いします。

☎ 農林課(☎581・2121内線403)

### 体 有害鳥獣の適正な個体数管理

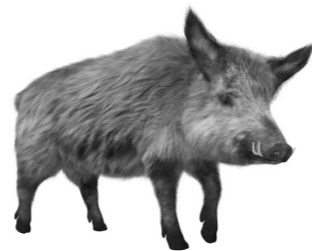
- ①町が寄居猟友会に委託し、有害鳥獣駆除を通年で実施しています。
- ②有害鳥獣の目撃や、農作物被害があった場合は、農林課へ情報提供をお願いします。

### 食 有害鳥獣のエサとなるものを与えない

- ①農地に収穫しない農作物を放置していませんか？動物にとっては格好のエサになります。適正に処分しましょう。また、墓地の供え物も狙われますので適正な管理をお願いします。
- ②農地や宅地に果樹を植えている場合、熟した果実が落ちると動物を引き寄せる原因になります。収穫しない果実は適正に処分し、必要のない果樹であれば、伐採等を検討しましょう。

### 住 有害鳥獣が安心して生活できる環境を与えない

- ①農地周辺のやぶや草むらは、動物にとって絶好の隠れ場所です。ここに潜んで、農地や人の様子がうかがっています。鳥獣被害防止対策の重要なポイントは、人里近くに潜む場所を少なくすることです。やぶや草むらはできるだけ見通しをよくするよう管理しましょう。
- ②下草が繁茂した山林は、動物の隠れ場所になることがあります。下刈りなど、適正に山林を管理して、動物を寄せ付けない環境をつくるのが重要です。



消費生活トラブルは身の回りに潜んでいます。被害を防止するために、悪質業者の手口や被害事例等を紹介します。

☎ 商工観光課(☎581・2121内線453)

### ■利殖商法とは？

老後の生活資金や暮らしに不安を感じている方の心理につけ込み「絶対にもうかる」、「高額配当」などと投資の勧誘をし、購入代金や出資金をだまし取る商法です。悪質業者が共謀して、投資商品を売る役・欲しがる役などを演じ「もうかる商品」であるように思わせ、購入をおったり、公的機関を名乗って勧誘したりします。このような業者が勧誘する投資の対象は、実態や価値がない商品であることが多く、後日連絡が取れなくなる、脅されて金銭を要求されることもあります。また、過去の損失を取り戻すと勧誘され、さらに金銭をだまし取られる二次被害が発生するなど、手口が巧妙化しています。



### ■トラブルに遭わないために

#### 【消費者の方へ】

- 投資は複雑でリスクも伴い「絶対・簡単にもうかる」ということはありません。よく分からない、関心がない場合は、はっきり断りましょう。
- 会社名や電話番号、所在地など自社の情報を教えようとしない業者の話は信用しないようにしましょう。
- 金融商品取引業者として登録があるかの確認も大切です。

#### 【周囲の方へ】

- 見慣れないパンフレットや申込書を見たら、どうやって入手したのかを聞き、勧誘などされていないか聞いてみましょう。
- 「以前の損失を取り戻してくれることになった」などの発言は、二次被害に遭っている可能性がありますので注意してください。

## ご活用ください！ 森林整備補助事業

町では、健全な森林づくりと林業の振興を図るため、下刈りや枝打ちなどを行う方に対し経費の一部を補助します。

☎ 農林課(☎581・2121内線403)

▶対象／町内に森林を所有する方、または町内の森林で造林をしている方で、町税を滞納していない方

▶補助対象経費／森林の下刈りや枝打ち、除間伐に要する経費

▶申請期限／令和5年1月31日(火)

▶申請手続き／申請前に農林課へお問い合わせください。初めに補助対象となる森林であるかを調査します。その後、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類(位置図・案内図、委託する場合は見積書の写し)と併せて申請してください。

### ▶対象事業・補助対象経費等

対象事業	対象経費	町基準額 (10アール 当たり)	対象林齢
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	17,300円	5年生以下
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	30,500円	11年生以上 30年生以下
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰・搬出集積に要する経費	19,800円	

※補助率は町基準額の10分の9以内です。  
 ※事業規模は5アール以上が対象となります。  
 ※徐間伐の本数間伐率は、おおむね20%以上が対象となります。  
 ※実際の経費と町基準額のうち、金額の低い方を補助対象経費とします。  
 ※町基準額は令和3年度の数値を参考にしています。令和4年度の基準額については、決まり次第町公式ホームページでお知らせします。



### ご利用ください！ 里の駅アグリ館

アグリ館には、4つの加工室があり、どなたでも農産物の加工製造ができます。お一人でもご利用いただけますので、気軽にお申し込みください。



また、アグリ館で製造したみかんジュースなどをお楽しみいただけるカフェも併設しています。詳しくは、アグリ館ホームページをご覧ください。

### ▶利用料金

(単位：円)

加工室 (主な加工品目)	午前	午後
菓子加工室 (クッキー、パン)	1,050	1,050
ジュース加工室 (ジュース、ジャム)	1,500	1,500
製麺室(うどん)	1,050	1,050
ジェラート加工室	1,050	1,050

※午前は8:30～12:30、午後は13:00～17:00

☎ 里の駅アグリ館

(折原1810-2、☎577・3743)



### 開催します！

### 「よりの週末有機農業塾」見学・収穫体験会

農業委員会では、農業にこれから取り組みたいと考えている方、農ある暮らし、自給自足的な農業に興味のある方を対象に「よりの週末有機農業塾」を開講しています。同塾では、見学・収穫体験会を開催します。有機野菜の栽培を行っているほ場の見学や、収穫体験を通じて、農業を身近に感じてみませんか。親子やご家族での参加も大歓迎です。

▶日時／8月21日(日)午前9時30分～(1時間程度)

※当日の天候等により、日程が前後することがあります。

▶場所／東武東上線男衾駅近くのほ場

▶対象／どなたでも参加できます。

▶定員／15人

▶内容／野菜の有機栽培を行うほ場の見学および野菜の収穫体験

▶費用／無料

▶申し込み／農林課に備え付けてある申込書に必要事項を記入し、同課へお申し込みください。

※定員になり次第受付終了となります。

☎ 農業委員会事務局(農林課内☎581・2121内線408)